

日本の死刑制度について考える懇話会  
(第9回)  
議事録

1 日 時 2024年8月29日(木) 16時00分～18時30分

2 場 所 弁護士会館2階講堂クレオA

3 出席者

(委員)

井田 良 座長、笹倉 香奈 座長代行 (Zoom)、井田 香奈子 委員、片山 徒有 委員、  
金高 雅仁 委員、神津 里季生 委員、坂上 香 委員、佐藤 大介 委員、戸松 義晴 委員、  
中本 和洋 委員、西村 智奈美 委員、林 眞琴 委員、藤本 哲也 委員

(事務局)

川村 百合 事務局長、大槻 展子 事務局員、船澤 弘行 事務局員

4 議 題

(1) イギリスにおける死刑廃止の歴史とイギリスから見た日本の死刑制度

講師：ジュリア・ロングボトム駐日英国大使

(2) 元刑務官から見た死刑囚の処遇と死刑執行の実態

講師：泉井雨教さん

(3) 元法務大臣から見た死刑制度運用の実情

講師：千葉景子弁護士 (元法務大臣)

(4) その他

5 議 事

次のとおり。

## 議 事

●川村事務局長 お待たせしました。定刻になりましたので、日本の死刑制度について考える懇話会第9回目の会議を開催いたします。

先週末に台風10号発生というニュースを聞いて以来、今日まで胃が痛くなる思いでしたけれども、今日ほとんどの方にこちらに来ていただいてご参加いただき、開催できること、本当に良かったと思っております。後にご紹介しますが、今日、ご講演をさせていただきます泉井さんは、関西からなので、昨日から東京に来ていただいて、前泊して今日に臨んでいただいておりますので、本当に感謝申し上げます。

委員の方のご出席ですけれども、笹倉座長代行が関西の方ですので、今日はオンラインで参加と承っております。それから、坂上委員は、現地参加の予定だったんですけれども、地方に行っておられて飛行機が遅れるということで間に合わないの、遅れてご参加になるか、オンラインでご参加になるか状況次第とお聞きしております。岡野様は事前に台風に関係なく、ご欠席と承っておりますが、それ以外の方はまだいらしていない方もこれからいらっしゃるかと思います。

本日は、特に配布資料はございませんで、この議事次第だけです。本日の傍聴ですけれども、ロングボトム大使、それから泉井様のパートはマスコミの方も傍聴していらっしゃいますけれども、千葉景子元法務大臣の時間になりましたら、申し訳ないのですが、マスコミの方は退席していただくということでお願いします。その後、必要であれば、座長のほうからブリーフィングさせていただくということになっておりますので、よろしくお願いします。写真撮影ですが、これは毎回同じですけれども、お話の冒頭のところは撮影させていただいてかまいませんので、よろしく願いいたします。

そういうことで、ここからの進行は井田座長、お願いいたします。

### (1) イギリスにおける死刑廃止の歴史とイギリスから見た日本の死刑制度

●井田座長 皆さん、こんにちは。それでは、日本の死刑制度について考える懇話会第9回の会議を開始したいと思っております。本日も委員の皆様、また関係者の皆様には、お忙しい中、かつ、台風が近づく中をご出席いただきまして誠にありがとうございます。

それでは、議事に入ります。本日はまず、ロングボトム駐日英国大使の講演をお伺いし、次に、泉井雨教様に、「元刑務官から見た死刑囚の処遇と死刑の執行の実態」というテーマでご講演をいただき、そして3人目の講演者として、元法務大臣で現在は弁護士であられる千葉景子先生に、死刑制度の運用の実情について、お話を伺うことといたしております。

それではまずロングボトム大使にご講演をいただきたいと思っております。どうぞ、こちらへお出で下さい。

一言、ご挨拶を申し上げます。本日は様々なご公務でご多忙のところ、私どものために時間を割いてくださり、心から感謝申し上げます。しかも大使には日本語でプレゼンをしていただけるということで、私ども大変ありがたく思っております。では、よろしく願いいたします。

●ロングボトム大使 どうも皆様こんにちは。駐日英国大使のジュリア・ロングボトムです。本日の日本の死刑制度について考える懇話会において、スピーチの機会を頂戴し、感謝申し上げます。本日、私からは、死刑に対する英国の立場や歴史に加えて、日本の死刑存置を英国はどのよ

うに見ているか、また、皆様の今後の活動に対する期待について、お話しさせていただきます。

はじめに、英国政府はいかなる場合でも死刑には反対の立場です。反対の理由は、死刑が、1、人間の尊厳を奪い、2、犯罪抑止効果を示す決定的な証拠がなく、3、冤罪の場合は取り返しのつかない事態になるからです。

死刑をめぐる議論は複雑です。応報感情は揺さぶられ、固有の文化や価値観が死刑の議論に影響を与えます。このような中、英国政府が注視するのは、人権保護という普遍的な立場です。世界人権宣言が示すように、すべての人には生まれながらにして基本的人権があります。英国は、人権保護の観点から死刑存置国に対して、死刑の廃止や執行の一時停止へ向けた取組みを維持しています。さらに、死刑囚にももちろん基本的人権があるため、死刑制度に関わる情報開示と透明性の状況、死刑囚の置かれた環境整備についても、積極的な働き掛けを行っています。私たちは、大阪で係属中の死刑執行の違法性や情報公開請求を行った計4件の裁判の行方にも注目しています。

さて、ここからは英国における死刑廃止の歴史を話しつつ、そこから引き出される教訓について、ご紹介させていただきます。英国において、第二次世界大戦は命の尊さについて再考する契機となりました。大戦後、労働党が政権を担ったため、死刑制度はすぐにでも廃止されることと思われました。しかし、労働党は、1947年に提出された刑事司法法案の中で死刑廃止を求めることを見送りました。これは貴族院では存置派の多い保守党議員が多数を占めていたことから、提出しても否決されると予想されていたからです。

そこで、当時の労働党政権は1949年には死刑に関する王立委員会を設置しました。この委員会は、死刑を存置するか、廃止するかという点は議論しませんでした。問われたのは刑事罰上、殺人に対してその責任を制限または修正するべきか、もしするのならば、どの程度にして、どのような方法にするべきかでした。

また、もう1つ争点がありました。それはヒューマンエラーを避けつつ、無実の者が咎められるリスクのない司法制度を構築することはできるのかという問いでした。

議論の末、1953年に委員会は、どの殺人が死刑相当で、どの殺人がそうでないかを定義することは不可能だという報告書を出しました。また、後者の質問については、回答することができなるとしました。この委員会の報告結果は、大きなインパクトを与えたばかりか、新たな問いを生み出しました。それは英国において、引き続き欠陥が残る死刑制度を存続させるか、あるいは完全に廃止するかという問いでした。

こうした中、死刑廃止論は1950年代に相次いだ3件の誤審冤罪事件を受けて大きく高まりました。冤罪事件に国民は衝撃を受け、誤審の危険性と死刑の不可逆性に対する問題意識が高まりました。

その後、関連法案は2回廃止されるのですが、1965年に法案が成立し、殺人罪の死刑執行が5年間停止されました。1969年、英国は死刑執行の停止を恒久化し、殺人罪での死刑の適用を廃止しました。英国の事例は、死刑廃止を実現する上で2つの教訓を示しています。1つ目が、政治のリーダーシップの重要性です。具体的には、国民を正しい方向へ導くという政治家の強い意思と行動です。英国では死刑が廃止された1960年代当時、死刑を支持する世論の割合は70%台を記録していました。現在は、40%にまで下がっていますが、世論の死刑支持が50%を切ったのはほんの10年前の2014年です。

英国では、政治の決断として死刑は廃止され、廃止後に政治が世論を導いていきました。日本

は、世論調査における8割の死刑支持が死刑制度維持の根拠とされているようですが、世論の測定が難しいことは非常に有名です。

また、私たちは様々な情報をもとに物事を決めたいと思い、新しい情報や事実に触れると、意見が変化するのは当たり前のことです。死刑制度においても同様に関連情報の十分な公開が求められています。日本の世論を分析した研究論文では、死刑制度を知れば知るほど迷う人が多い状況が示されました。また、日本の存置派の71%は、政府が死刑廃止を決定するのであれば、それを受け入れるとも回答しました。ここから言えるのは、限られた情報ではより洗練された政策の判断は困難であること。そして、仮に政府が廃止と決断しても日本の皆様は死刑廃止を許容することができるということだと思います。

国民の多くが正確な情報に触れて公正に物事を判断したいと希望していると思います。英国では、政治が死刑廃止を決定した後世論の死刑支持は下がりました。そして、国民は廃止を支持し続けています。重要なことは、まずは政治がリードして様々な情報を精査したり、提供して幅広い議論を喚起することです。

2つ目の教訓は、誤審冤罪の可能性がない死刑制度は作れないということでした。英国の政治家は、人間に関わる限り、欠陥のない完璧な制度を構築することはできないと理解しました。その理解の上に人の命を奪う行為を制度化することはできません。日本でも残念ながら1980年代に死刑確定囚に対する4つの再審無罪判決が出たことは承知しています。また、私も2014年に公使としてお目にかかった袴田巖さんですが、再審判決が9月26日に言い渡される予定と聞いています。間違いが起る可能性を認める国こそ、民主主義的な国であると思います。それを認めないのは、少々権威的な考えだと思います。

死刑廃止の話をする際、避けては通れない課題の1つは、被害者家族の感情があります。愛する人が殺される、想像を絶することです。しかし、英国において、被害者家族の感情は刑罰を決める上で決定的な要因ではありませんでした。司法制度は、論理性と公平性の上に成立しています。感情ではありません。これは英国が被害者家族の支援に後ろ向きだということではありません。むしろその逆です。英国では政府委託の被害者支援サービス団体がニーズに即した専門的な支援を無料で提供しています。支援は必要であれば、いつでも受けられ、一度やめても再開することが可能です。政府は予算も拡充しています。法務省は2009年度に4,100万ポンドを充てていましたが、今年度はその4倍以上の予算が被害者支援に充てられました。

最後に、日英関係についてお話しさせていただきます。日本と英国は民主主義、法の支配、基本的人権という価値観を共有する重要なパートナーです。現在、日英関係はかつてないほど緊密さを増し、昨年5月のG7サミットでは、日英戦略的パートナーシップ広島アコードが日英両首脳の間で結ばれ、様々な分野で日英協力は進展しています。そして、6月の天皇皇后両陛下の英国への国賓訪問を受け、日英関係は現在、最高潮に達しています。天皇陛下が英国を「かけがえない友達」と述べられていたことは大変喜ばしく、私たちも同じ思いです。また、アジアにおいて、日本のように英国と基本的価値観を共有できる国はそう多くないことも事実です。

このように、日英が基本的人権を含む共通の価値観を尊重する中、日本が死刑制度を維持し、執行していることはとても目立ちます。残念なことに死刑存置国という観点から見ると、日本は中国、北朝鮮、シリア、イランなどの国と同じグループに入ってしまいます。国連は2007年以降、死刑執行停止を求める総会決議を9回採択していますが、日本は反対票を投じ続けています。世界的にも廃止国は増加傾向にあり、最新の2022年決議では、国連加盟国の約3分の2が決議を支

持しました。

一方、中国、北朝鮮、日本を含む 37 国が反対しました。日本もこうした国々の人権状況に懸念を示し、英国と同じく国際社会をともに牽引するのは難しいと思っているのではないのでしょうか。

このようなことから、日本が掲げる人権外交の理念と行動の間に、どうしても隙間があるように感じてしまいます。死刑制度は、日本として今後とも積極的に支持したい制度なのでしょうか。

本日は、英国の死刑廃止から引き出される教訓と英国から見た日本について、お話しさせていただきました。日本が最後に死刑を執行してから 765 日が経過しました。来年は大阪関西万博が開催され、世界の目が再び日本に向きます。私は日本で死刑のない日が続くことを英国政府の代表として、そして民主国家のパートナーとして強く願っております。

私が日本に最初に赴任してから 30 年以上が経過し、キャリアの半分は日本と関わる仕事をしてきました。この間、私の英国人の友人は、日本は親切で、民主主義国家というイメージを持ち続けています。そこで、私は、「でも日本には死刑制度が残っているんだよ」と話すと、全員が目を丸くして驚き、本当ですかと聞き返されます。死刑が日本に残っていることは、想像もしていないことで驚かれますし、これが一般の英国人の反応です。私は、民主国家のパートナーの国の代表として、日弁連をはじめ多くの方々の活動に励まされましたが、死刑をめぐる国民的な議論や情報はまだまだ限られている印象です。国連自由権規約では、死刑根絶に向けて前進することが勧告されています。今回の懇話会における皆様の活動が日本を前進させ、変える大きな推進力になることを期待しつつ、私の今日のスピーチと代えさせていただきます。ご清聴ありがとうございます。

●井田座長 ありがとうございます。大変分かりやすく、また大変明快な論理で、英国のお立場を明らかにしてくださいました。また、後半の部分では、世界の国々から日本の死刑制度がどう見られているかについてもお話しいただきました。ここにいる誰もが感銘を受け、また深く考えさせられたと思います。心から感謝申し上げます。10 分程度、ご質問の機会を設けさせていただいてもよろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは、せっかくの機会ですので、遠慮なくご質問いただきたいと思います。英語ができる先生方もいらっしゃるようですので、英語でご質問していただいても結構でございます。ロングボトム大使と同じように明快な、と言いますか、分かりやすい、できれば一問一答的なご質問をいただくのが良いかなと思っておりますが、いかがでしょうか。どうぞ。

●林委員 大使、今日はありがとうございます。英国でも世論は、存置派が多数であったと。一方で、政治のリーダーシップで進めたということ、非常に興味深く伺ったのですが、その過程で与党と野党の間で考え方を合わせるような、そういった協議というのは行われてきたのかどうかということについて、お伺いしたいと思います。お話の中でも、保守党はもともと存置派の考え方が強いというふうにも伺いましたし、やっぱり選挙のことを考えると世論に引っ張られがちだと思うのですが、片方が世論におもねるということになると、一種の政争の具になりかねないわけなんです、それを避けるような、そういった工夫、努力があったかどうかということについて、お伺いしたいと思います。

●井田座長 政治部門の中で与党と野党がどういうふうに合意を作っていたのかという、そういうご質問として理解してよろしいでしょうか。

●林委員 はい。

●**ロングボトム大使** ありがとうございます。イギリスでも1つの党だけで廃止への動きに至ったというわけではありません。ただ、あの当時の保守党の上院のメンバーが多くて、大体反対だったというその結果、もし法案を出したら上院も通らなかったということでしたが、でも、それは超党派ですか、Cross-Partyのメンバーが、私の記憶によりますと一緒に政治主導のもとでこの変化をもたらしたというのは事実です。だから、私は、これはしてはいけない冤罪の問題とか、誤審の問題とか、すごく心配だというような政治リーダーが、党を問わず一緒にこういう動きになったと思います。だから、日本でももちろんある政党、政治の考え方の中では存置派か反対派か、当然それぞれ違うんですけども、個人個人の政治家の中では本当にこれはいけなくて信じていただき、一緒に行動しましょうというのは非常に重要だと思います。

●**井田座長** よろしいでしょうか。他にございますか。金高委員、どうぞ。

●**金高委員** ありがとうございます。1、2点、大使の見解をお聞きしたいのですが、大使は、日本の刑事司法制度をどう評価されていますか。ちょっと漠然としていますけれども、私自身は、非常に世界の中でも公正に機能していると考えております。例えば、同じような死刑存置国、先ほど例に挙げられた国は、死刑制度を非常に恣意的に使っている、あるいは使っていた面があると思いますけれども、日本はそれはないと、私は思っています。大使はそこをどう思っておられるのかというのが1点。

さらに日本の刑事司法制度で言いますと、無罪率が非常に低い国です。それから、殺人の発生率、これは先進国の中でも断トツに低い国です。日本というのは、要するに殺人事件に対して非常に厳しい国の意思が刑法に表れていて、それも私は影響しているのではないかと考えています。ですから、大使が細かいところは別にして、日本の刑事司法制度全体をどう見ておられるのかというのが一点。極論すれば、中国とか北朝鮮と同じように見ておられるのではないでしょうねということなんですけれど。

●**ロングボトム大使** ありがとうございます。この質問に答えるのは少しリスクがあるんじゃないかという感じがしますが、日本の刑事司法制度についての私の意見ということでした。そして、殺人発生率、日本は非常に低い国ですが、それはもしかすると死刑制度が存置しているから、存置する結果なのか、いろいろ質問がありますが、まずは、日本での犯罪発生率、殺人発生率が非常に低いことは、そんなにdiscipline（規律）のある国には本当に死刑が必要でしょうかと、私いつも思います。

そして、その英国の専門家の中では、死刑存置の効果、抑止力はあるという決定的な証拠はない、とよく言います。だから、たぶん日本の国民の間の議論はあまり十分事実に基づいていないという気がします。

そして、日本の刑事司法制度はかなりきつい、厳しい、あまり人間的じゃないという印象ですけども、もちろん専門家じゃないんですが、どうしてそのように言うかは、まず、検察、そして裁判の力、そして冤罪を晴らすのは絶対無理というような印象はよく聞いております。

そのように、非常に力のある組織は、あまりにも自分の正しさを信じているというのは少し危ないのではないかと私は思います。そして、例えば有罪とされた人が刑務所に入って、どうも日本の社会から見れば、受刑者には人権がないような印象も伺っていますから、そのようなところではもう少しバランスの取った議論が重要ではないかと私は思います。

本当にすみません、率直な意見を言いまして。ですから、このような制度の中で、死刑制度があるのは、いろいろ心配すべき点があるんじゃないかと思えます。

●井田座長 よく分かります。他にご質問はございますか。どうぞ、中本委員。

●中本委員 外交上の問題について、ちょっとお尋ねしたいのですが、今、G7の中でも日本と英国は非常に親密な関係にあるという、先日も天皇陛下等が行かれて、ずいぶん歓迎を受けて、そういう中にありますけれども、外交上の問題点として、死刑制度が日本にあることについて、いくつか問題点が今まで言われているのですが、例えば、犯罪人の引渡協定が英国と日本の間で結ばれていないであるとか、日英円滑化協定がこの前結ばれましたけれど、結ばれるについて、日本に死刑制度があることが支障になったということも聞いたことがあるのですが、このような事実について、どのようにお考えでしょうか。

●ロングボトム大使 おっしゃるとおり、まずは日英関係はかつてないほど強固なものになっているというのは事実です。でも、決まったところでは、確かに日本に死刑制度があることが制限になったり、問題にはなっています。おっしゃったように、犯罪人を引渡しできる協定は存在しません。それは、法律的には、大臣が、死刑が執行されないと保証した適切な文書を受け取らない限り、イギリスは死刑のある国とはできないんですね。もしも、その決まった犯罪の懲罰は、死刑になり得ることがあれば、英国の司法制度は日本とは協力できません。それは事実です。

あと、例えば円滑化協定の交渉のときには、何とか compromise（譲歩）までは至ることはできましたが、最後の最後のところには、もし英国の兵士が日本で大変な犯罪を犯したときには、死刑になり得ることがあるのは、それは絶対許されません。だから、あるところでは外交的には問題にはなっていますね。

●井田座長 ありがとうございます。もう1つ、2つ、いかがでしょうか。西村委員、どうぞ。

●西村委員 衆議院議員の西村智奈美と申します。今日はありがとうございます。私は、国会にいて、今日は平沢さんがいらしていないんですけど、死刑制度を考える超党派の議員連盟があります。そこでは、自民党の方も、私は立憲民主党ですけど、立憲民主党の議員もいろんな政党の議員がいるんですけども、そこで先ほど話があったような政治のリーダーシップといったものを発揮できるそういった形には、なかなかない状況があります。理由は、1つは、やはり法務省がいろいろな情報を公開していないこと。現実が分からないので、現実を元にした議論というのがなかなかできていないという、そういうもどかしさがあります。

イギリスでは、政治のリーダーシップが発揮されたということなんですけれども、この前提に何があったのか。例えば死刑制度について、情報公開といったものがなされていたのかどうか。あるいはそれがなされないまま、議員連盟などが動いていったということがあったのかどうか。そこを教えていただきたいと思います。

●ロングボトム大使 ありがとうございます。その詳細は全部は、私には分かりかねますが、大体英国の司法制度は、裁判などでの情報の公開はかなりその当時でも進んでいたとは思いますが。あと、日本では例えば死刑と判断された人の取扱いについては、あまり情報は公開されていないんですね。いつまで死刑を待つか、自分の家族でも執行についての報告をもらわないし、十分お別れの会ができないとか、そういうのはイギリスにはなかったと思いますけれども、そのような情報は、日本の一般市民が理解していればどうかと思いますし、あと死刑のやり方、国連などによりますと、それは一番非人間的なやり方だとか、そのようなことについて、もう少しみんなに理解してもらえば、どうも議論が少しずつ変えていけるんじゃないかと思います。

英国では先ほどの演説の中で言ったとおり、冤罪誤審のケースはいくつかありまして、死刑とされた人はもう戻れないんですね。そのようなケースは国民に対してショックを与えたのは、一



つの原因だったと思います。だから、今後大阪でのいろんなケースが問われていること、そして袴田ケースも、その結果、どのように日本での議論を変えていけるかというのは、非常に興味持っています。

●井田座長 佐藤委員、どうぞお願いいたします。

●佐藤委員 共同通信の佐藤です。今日はありがとうございます。先ほどの中本先生の質問にもちょっと関連するんですが、犯罪人引渡条約とかそういうもの以外に、一般のイギリスの方は日本に死刑があることで非常に驚く、びっくりするということがありましたが、日本に死刑があることによって、もっと広い防衛とか、経済、そういった分野での日英協力に何らかの影響を及ぼす可能性というのはあるというふうに思いますか。

●ロングボトム大使 そうですね。さっき言いましたとおり、犯罪人引渡条約がないのは事実ですし、防衛の面でも多少問題になりましたが、毎日のように問題が出てくるかと言えば、それは言い過ぎですね。大体毎日の英国と日本の協力の中では、これはあまり課題としては出てこないのですが、決まったところだけは問題になる。

●井田座長 藤本先生、どうぞ。時間の関係でこれが最後のご質問となりましょうか。

●藤本委員 お話、ありがとうございました。私は、大使の意見に全面的に賛成なんですけど、1つだけ教えていただきたいのは、イギリスが死刑を廃止したときにはエヴァンス事件がありまして、これは大変な誤判である、冤罪であるということで大きく世論が盛り上がり、死刑廃止のきっかけを作ったと思うんですね。日本の場合には1983年から89年まで4件の死刑囚の再審無罪事件があったのですが、世論も政治的にもそれほどの盛り上がりがなかった。いわゆる政治的なリーダーシップが違うのか、あるいは単に世論のいわゆる我々の持っている文化とイギリスの持っている文化の違いがあるのかどうか。その辺りはどう考えていらっしゃるのでしょうか。

●ロングボトム大使 難しい質問ですね。たぶん一番大きいのは文化の違いなんではないでしょうか。イギリスでは、長年、多様性とか、キリスト教に基づいた文化なんですよね。キリスト教の中では、誰かが犯罪を犯したときにはその人を許すという強い原則ですから、もともとそこは違うのでしょうか。だから、人権問題に対しては、英国の社会の中では非常に強い団体とか、人の人権を本当に守らなければならないというのは強い信念なんです。日本はむしろ社会を一つとして見て考えて、社会のためには何が重要なのか、その個人個人は少し別にして、社会の全体の利益を考える国ですから、そこはたぶんかなり文化の違いがもともとあるんじゃないんですか。

●井田座長 ありがとうございます。まだまだお聞きになりたいことがあるかもしれませんが、すでに予定された時間を超過しておりますので、このぐらいにいたしたいと思います。大使には、質問へのお答えも含めて大変貴重なお話をしてくださり、また我々に大きな感銘を与えていただいたと思います。懇話会の今後の議論にとっても参考になるお話をたくさんいただいたと考えております。ありがとうございました。

●ロングボトム大使 ありがとうございます。下手な日本語の説明、すみません。

●井田座長 とんでもございません。

## (2) 元刑務官から見た死刑囚の処遇と死刑執行の実態

●井田座長 それでは、今日お二人目のスピーカーとして泉井雨教様にご講演いただきたいと思っています。泉井様は、かつて刑務官を務められておられましたが、現在は真言宗の寺院のご住職で

いらっしゃり、また司法福祉・障害者福祉の分野の現場でも活動されていらっしゃいます。今日は「元刑務官から見た死刑囚の処遇と死刑執行の実態」というテーマでご講演いただきます。何とぞよろしくお願ひします。

●泉井さん 泉井でございます。罪を犯した受刑者の前で話をするときは緊張しないんですが、このように罪を犯されていない方々の前で話をするのは若干緊張しております。

今日は事前に死刑確定者の処遇の現場、また執行の現場についてお話をと伺っております。そのお話をする前に、若干理解を深めていただくためにも私の略歴を申し上げたいと思います。平成7年に大阪拘置所に刑務官として拝命いたしまして、その後、入国警備官として出向も経験した後、関西地方の刑務所、拘置所、拘置支所で統括矯正処遇官、首席矯正処遇官として勤務いたしまして、平成30年に退官、早期退職いたしました。在職は23年間です。ですから、大阪拘置所にいましたのは平成7年から平成14年となります。私が申し上げます死刑関連のお話は、ですから、20年から約30年前の話になってしまうことをご承知おきください。

まず、死刑確定者の処遇についてですが、全国の拘置所のことは知りませんが、大阪拘置所について申し上げますと、なんと言ったら良いんですかね、とにかく、当初私たちが習った話で言いますと、死刑確定者というものは一般の刑事被告人と違い、死刑という刑を待っている身だと。そういう意味では被告人でもないし受刑者でもないんだと。死刑の執行の日まで確実に身柄を確保することが拘置所に課せられた義務だ、刑務官の責務だと。

つまり、病死を除いて死刑確定者が自ら命を絶ってしまうことがないように細心の注意を払って処遇しなさいということが命題でした。ですから、死刑確定者に携わる職員というのも、例えば学校を出て採用された1年目の職員が当たるかということ、絶対にそんなことはなく、やはり相当ベテランの職員が選別されて当たるという状態でした。

大阪拘置所は関西で一番大きな拘置所ですから、私が勤務した当時でも死刑確定者は相当数おりました。例えば、彼らを集禁、集めて一つの舎房に入れるということではなく、ある程度、分散して処遇していました。それがおそらく担当する職員の負担も考えての措置もあったんだろうと今にして思います。

担当と申しましたが、刑務官はいろいろ職務がありまして、例えば拘置所であつたら公判に連行する刑務官もいて、これも刑務官の大事な仕事ですし、刑事被告人の舎房の監督をする刑務官、これをいわゆる担当職員と言いますけれども、これも大事です。それ以外に外部交通の係だったり、いろいろな係があるんですが、やはり死刑確定者を多く収容している舎房の担当職員、あの当時ですとワンフロアに40名被告人が収容できる設備でしたけれども、そこに数名死刑確定者がいるとなるとやはり非常に気を遣う仕事になりますので、この担当職員も相当なベテラン職員が選ばれて担当すると。いわゆる胆力のある職員ですね。武道の経験のある者がほとんどでした。

そのような中で死刑確定者については心情安定、安心立命と当初教わりましたけれども、穏やかな心で毎日を過ごしてもらう。そして来たるべき受刑のときに備えるという状態です。

あくまでも私見ですけども、死刑確定者とあえてここで言わせていただきます。というのは、死刑判決が出て最高裁まで争って最終的に確定した者を死刑確定者と言うのですが、それ以外に死刑判決が出ている者も多数存在します。ここを区別するためにあえて死刑確定者と申しますが、最終的に最高裁で死刑がそのまま維持となった場合、死刑確定者になりますが、死刑が確定してしまった者には、大体が2パターンあります。1つ目のパターンは頑張ったけれども、やっぱりこうなったかと諦めの境地といえますか、粛々と受け入れる。もう1つは、生に執着するタイプ

ですね。私はやっていません、やっていないんです。これは警察、検察が描いた絵です、毘です、それに嵌められたんです。ですから断固として戦います、と再審請求を始めたり、外部の支援者と積極的に連絡を取るという者があったように思います。

共通しているのは、相当な心的ストレスでしょうから、そのストレスをどこで発散するのかというと、身近にいる刑務官にそのストレスのはけ口を求めるというパターンも多々あったように思います。そういう意味から、死刑確定者処遇に当たる職員は大変なストレスがあったと思います。

実際に私の先輩職員で、過去に死刑確定者を担当していたよという方が複数おられましたけれども、その仕事に就いた後は何十キロ痩せましたというような話をよく聞かされました。私が実際に死刑確定者の担当をしたことはなかったのですが、その担当者が休みのときは代理で担当したことはあります。私としては、一般の被告人と死刑確定者は同じように処遇すべきだという気持ちはあったんですけども、なかなかそうはいかない場面も多々ありました。

実際、死刑執行の現場についてですが、お話しできる所と、できないところが厳然とあるかと思いますが、まず現場の刑務官にとって死刑執行というのはどういう存在なのかについてお話ししたいと思います。

先ほど前室でもお話ししていたのですが、まず拘置所に採用された刑務官は、当然いずれ死刑執行に携わる可能性があるのですが、いわゆる刑場、死刑を執行する場は見ることはありません。普通、採用されると刑事施設内、所内をくまなく案内されて、ここは君たちが勤務する場だ、ここにこんなものがあるってこうあってと。こういう配置があるからこれを覚えなさい。実際 24 時間警備体制ですから、一番最初に入った刑務官が経験するのが夜勤で、夜間の戸締まりや火気取締りというのは非常に大事な仕事ですので、くまなく所内を回りますが、刑場だけは一切、見たことも入ったこともないという状態のままです。

死刑に携わることになって初めて、その場に足を踏み入れる刑務官がほとんどです。日常的に刑場の保守整備をする部署があります。警備隊というチームがありますが、ここが専属的にやっているだけで、一般の刑務官がそこに足を踏み入れることはありません。

実際に死刑執行の前後ですが、今ほどの施設も当日の告知だと聞いています。大阪拘置所に限っては、かつて前日あるいは前々日に刑の執行を本人に告知して、死刑確定者同士でお別れ会をするという話は聞いていましたが、私がおりました当時はすでに当日告知のみでした。

当然、執行をされる者も当日に聞くのですが、死刑執行に携わる刑務官も、その日の朝に知らされます。私がいる間、例えば「今日、死刑執行に携わってもらおうよ」と上司から告知を受けて、「嫌だ、やりたくない」と拒否した方はおられませんでした。皆粛々と、仕事だということですね。

ここで枝葉の話になりますが、刑務官にとって当時、大切な素養といいますか、求められる能力の一つに感情を鈍麻させる能力と教えられました。これは人間を扱う仕事である以上、特に相手は百戦錬磨の犯罪をかいくぐってきた人間である以上、非常に精神的にストレスを感じることもあるけれども、それをすべて受け取っていたらこの仕事は長く続かない。感情を鈍麻させなさいということで、いかに感情を鈍麻させるか。感情鈍麻という言葉は使いませんでした、そういう意味で教えられていた覚えもあります。

ですから、実際に執行に携わった者も、感情を鈍麻させることで自分の精神を保つということをしていったんだと思います。

執行の前後ですが、今申し上げましたように、当日の朝、本人が告知を受けます。彼らも何となく、お互いに誰がどこに収容されているか知りませんが、大阪の管内と四国での死刑確定者が大阪拘置所におりましたので、あの事件の誰々がここにいるんやなとか、この間新聞で報道されていた彼はここにおるんやなというはお互い知っています。ということは、そろそろ自分かなという時期もどうも分かるようです。これはあくまで刑務官ではなく、彼らの意識といえますか、言っておったことの中の一つですけれども、国会が開会中は執行がないんですよ。嘘かホントか知りません。ですから国会が終わった時が危ないんですよというようなことを言っている者もいました。嘘かホントか確認できませんでしたが、そうなのかなと。そのぐらい彼らからしたらまさに文字通り死活問題でして、いつ執行があるのか、どの時期にあるのか、次は自分かなと。ですから、当日の朝、告知を受けて抵抗する者もいたと聞きますし、粛々と従って連行に応じたということも聞いています。その後、刑場で教誨師さんとの短い時間があって、拘置所幹部からの告知があってというところで、実際の執行に移っていくということになります。

いろいろ映画とかあって観たこともありますけれども、私の知っているのとは違うなとか、実際こうやって昔はしていたのかなといろいろありますけれども、概ね、あのような感じなのかなというところですよ。

これは、よく議論で、実際、死刑を執行する刑務官の精神的負担というのは想像するに相当なものじゃないかとよくおっしゃっていただいているんですが、確かにそうなんですけれども、先ほど申し上げましたとおり、感情の鈍麻というある程度のスキルを身につけたベテランが当たるということもあって、思ったほど現場の刑務官の動揺というのはないですね。しかも、拘置所にとって死刑というのはある意味、神聖な儀式のようなイメージがありまして、例えば、どうも今日死刑執行があるみたいだぞ、誰やろ、誰やろとか、誰が執行ボタン押すんやろう。とかそういう浮足立ったザワツキというのは一切ありません。粛々と職務の一つとして迎え、執行するということで、先ほども申し上げましたが、刑場を見たことも入ったこともない者がほとんどですし、もっと言うと、いずれは自分も経験するかもしれないことですから、軽い気持ちで話したり、揶揄したり、冗談なんでもってのほかで、そういうことは一切なく、その執行のあった日一日というのは皆どことなく、心沈んだような感じで全職員が勤務しているといった感じでしょうか。

いつものことだったんですが、死刑の執行があると公表があり、死刑廃止団体の方々が夕方になると拘置所の前に来られるんですね。表門の前で線香を焚かれて、「火の用心」に引っ掛けて「死の用心」ということで、拍子木を打ちながら拘置所の職員官舎を回られるんです。「死の用心」、拍子木をカンカンと打つ。すると、当時、うちの子どもなんか「お祭りやっている」と官舎の窓から外を見ようとするんですが、それを必死で止めまして、「見たらあかん」と。でも、楽しそうにみんな集まって練り歩いているから。「いや、お祭りと違うからな」と。今日、死刑の執行があつたの向こうであつたんだよということは、家族には誰も言えないと思うんですね。そういう直接執行に関わる精神的な負担というよりも、それに付随するいろいろな雑事が煩わしいと言ったほうが、当時としては正しい認識かなという気持ちであります。

ざっとこんな形であとはご質問で対応したいと思います。

●井田座長 ありがとうございます。淡々とお話いただいたのですが、我々も容易に想像できるように、過去のお仕事に関する事の中には、お話しできることと、できないこととがあるのだと思います。相当に制約のある中で話さなければならぬということで、そのたびに決断し

ながらお話しなさったのであろうと思いますし、また内容も、相当な心理的な負荷のかかるお話であったと思います。誠にありがとうございました。我々にとってもとても参考になるお話でありました。質疑応答の時間を持っていただけるということですので、せっかくの機会ですから、ぜひご遠慮なくご質問いただければと思います。片山委員、どうぞ。

●**片山委員** 片山と申します。今日はありがとうございました。私は、矯正施設で被害者の視点を取り入れた教育という指導を担当させていただいており、また、矯正研修所でも矯正職員の方に向けて何か教えさせていただいています。そこで、どうしても今日は先生にお尋ねしたいことが1個だけありました。ご存じのとおり、矯正職員の方は『矯正実務六法』を読んで、いろいろな法律や通達・通知について学び、実務に当たるということをやっておられます。ご存じだと思いますけれども、『矯正実務六法』というものは大変分厚いものですし、読み方も、別に矯正研修教育学会で研修があって読み方を学ぶということのを伺ったぐらい、相当工夫が必要なものだと思います。

私も調べてみましたところ、現在では、死刑や死刑執行についての記載が全くないですね。先生がおられた頃は『矯正実務六法』に死刑執行に関する手続の記載があったかどうか。また、実際に死刑執行に当たるといのは大変な負荷がかかると思いますので、例えば具体的に研修があったか、あるいは、実際にアフターケアがされていたかどうかということをお尋ねしたいと思っています。いかがでしょうか。

●**泉井さん** 『矯正実務六法』ですね。私は大嫌いでした。藤本先生がおられて言うのはなんなんですけども、『矯正実務六法』は本当に取っつきにくい。当時、「赤六法」なんて言ってやっていたんですけども、特に昇進するにつれて、ポストが上がっていけば必要不可欠ですので、首っ引きで持つてはありましたけれども、その中で、死刑に関する項目は覚えがないですね。それは単に私が見落としているだけかもしれませんが、私は覚えていません。先ほどのご質問で特に死刑に関する研修等はあるのかということですが、それはありません。

アフターケアは執行に携わった職員に対するアフターケアということですかね。私が知っている範囲ですと、例えば、午前中に死刑の執行があるとしますよね。普通は5時まで仕事するんですけども、執行に当たった職員については午後からはお休みということで帰ってよしという取扱いをしていたと記憶しています。

●**片山委員** 先生がインタビューに応じられた週刊誌の記事をたまたま拝見したんですけども、執行官の押すボタンが4つあるという記載がありました。別の報道では3つという話もあるんですけども、3人と4人では1人に対する負担が違うと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

●**泉井さん** あれは私のあくまで記憶ですので断言する自信がないです。私、正直、あの時のこと、ほんとにね、記憶が欠落しているところが結構あるんです。でも複数です。ですから、今はたぶん4つ、5つ、もっと増やしても良いんじゃないかなと思うぐらいですけど、それぐらいのもんです。その辺のことご理解ください。

●**片山委員** ありがとうございます。

●**井田座長** いかがでしょうか。中本委員、どうぞ。

●**中本委員** どうもありがとうございます。これまで刑務官の方が立ち会ってお話しされたことがいろいろな書籍なんかにも出ているんですね。そういうことを考えますと、経験された刑務官の方同士でこういうようなことがあったとか、こういう事態があつて困つたというような情報交換するようなことはあつたんでしょうか。それとももう、立ち会った人は黙して、自分の中でそ

ういう情報は全く漏らさないというような状況なのか。あるいは、こういう経験を、そういう場面に立ち会う可能性もあるので、後輩に対してこんな経験があったんだということをサジェスションするような機会はあったんでしょうか。

●**泉井さん** 私自身の経験としては、ないです。執行も複数回、経験された時代もあったようです。例えば、戦後間もない頃、非常に死刑の執行の数が多かった時代なんかは複数経験されていた方もいるようですけれども、例えば、こんなことがあった、こんな想定外のことがあった、こういうときはこうしたほうが良いんじゃないかとかいう、職員間の情報交換はないと記憶しています。ただ、致命的なあれですね、機械の欠陥とか手順のミスとかそういうのは当然幹部職員が当日、監督していますから、そここのところで改善策であったりとか、善処されていたんだとは思いますが。ただ、末端の執行を担う職員間の情報交換・情報共有というのはないと記憶しています。

●**中本委員** 頻繁に行われた時代であれば経験者がいるので、初めて立ち会う人に対しても何らかのアドバイスというか、できるのではないかと思います。近時、拘置所でそんなに頻繁に執行をされることはないわけですので、どういうやり方でどうするかというマニュアルみたいなものがないと、なかなか初めて立ち会う人には難しいのではないかと思います。何かそういう立ち会うときにマニュアル的なことであるとか、そういうような指導というのは全くないのか、それがなくても大丈夫なのか。その辺はいかがでしょうか。

●**泉井さん** なんて言うんでしょうか、もう少し、当時私が監督する立場であったらその辺のところも知ってお答えできたのかもしれませんが、そこは、本当に私は分からないところです。少なくとも死刑執行に関する執行担当者のマニュアルですかね、そのようなものはなかったと思います。今現在はどうか知りませんが。

●**戸松委員** ありがとうございます。個人的なことで、僧侶でいらっしゃるということで、私は実は全日本仏教会の戸松でございまして、お伺いしたいのは、先ほど、何となく私のイメージだと公務員として守秘義務というのかかかると思うんですね。そうすると、例えば、受刑者のこととかそういうことは、例えば家に帰っても話さないとか、あるいは普通の日本社会だと、お仲間同士、終わって一杯飲みに行って、今日はこうだったねとかそういうことを話す機会が多いと思うんですけれども、そういう時にも例えば受刑者に関することはお互いあまり話さないという雰囲気があるのかなというのが1つ。

もう1つは、いろいろなところで心の問題で学校でもカウンセラーがいますし、いろいろなところに必ずカウンセラーがいたり、精神科医とかが大体いると思うんですけれども、そういう方たちには具体的なことを当然相談しても良いと。その方たちは守秘義務があるので。その辺はどういうふうになっているんでしょうか。

●**泉井さん** まず、アフター5で刑務官が例えば飲み会なんかでそういう話題にするというのはないこともないんでしょうけれども、実は結構それでトラブルが頻発した時期もあったんです。刑務官が集まって受刑者の話なんかで盛り上がっていたら、その受刑者と同じ系列の組の関係者が隣の席で飲んでいて、「それはうちの誰々のことと違うんか」と。「あんたらは誰や」と。「刑務官か」と。「表に出ろ」となったり、相当昔ですけど、それで命を落とした刑務官もおったように聞いております。ですから、なるだけそういうのは酒の場では喋らないというのが、大体のお約束ではないですけど、意外と刑務所とか拘置所とかの近くの居酒屋なんかで、そこを出所した方々が同窓会みたいなことをその近辺でやっていることもあるんですね。どういう心情でやっておられるのかちょっと理解できんのですけれども、そういうこともありますので、そういう話題はち

よつとというところと、精神面でのケアは、近年、刑事施設のほうにカウンセラーですかね、今、予算がついていろいろ採用されていると聞いています。それは主に被害者担当官の心理的ケアを目指してというふうに聞いていますけれども、そうやって広く職員の話をお聴きするという面では、そういうところもひょっとしたら活用されるのではないかなと思っています。

●**戸松委員** 教誨師さんについてですが、例えば刑務官の方が教誨師さんに苦しくてちょっと話を聴いてもらいたいとか、あるいは死刑確定者の方が執行の時に必ず教誨師さんが立ち会う、要するに、死刑の確定者の方が望んで呼ぶ場合は私は分かるんですけど、呼んでないのに、例えばその方が信じていない仏教の人が来たり、キリスト教の人が来たり、そういうことはどういうふうになっているんでしょうか。

●**泉井さん** そのことについては正直よく知りません。あの場に教誨師さんがおられるのは、執行される者が生前、仏教やったのかな、キリスト教やったのかなと想像はできますけれども、ですから、現場で何種類かから対応できるように、祭壇もリバーシブルな感じでできるような造りにはなっていますけれども、その辺、本人が望んで教誨師はこの人が良いと言っているのかそうじゃないのかは、僕たちのレベルでは分からなかったです。

●**井田座長** 佐藤委員、どうぞ。

●**佐藤委員** 共同通信の佐藤といいます。今日はありがとうございます。2つ質問がありますが、まず1つ、泉井さんが刑務官になろうと考えたときの思いを聞かせてほしいのですが、人を矯正する、矯正というのは人をより良くするため、そして社会に戻すための役割として刑務官という仕事を選んだのではないかと思うんですが、そうした中で実際に拝命して、死刑というものに携わらなければいけない、全く逆の方向ですよね。社会に戻さない方向になる。それに関わらなければいけないと思った時にどういった心情だったんでしょうか。または、多くの刑務官は死刑のことは分からずに刑務官になっていると思うんですけども、死刑というものに携わるようになった時に皆さん、どう思うんでしょうか。

もう1つ、執行する際の命令を受けて拒否する人は誰もいなかったと言いますが、これは拒否しなかったのでしょうか、それとも拒否できる雰囲気ではなかったのでしょうか。つまり、執行する側の人権というものは今はすごく言われているわけですし、人の命を奪う行為に携わることに對して拒否権がないというのは、一種、刑務官としての人権が無視されているのではないかと私は思いますが、そこについてはいかがでしょうか。

●**泉井さん** さすがに記者の方は答えにくい質問。まず最初、刑務官になって死刑に直面してというところですね。どうなんでしょう。仕事ですよ、職務ですと。職務を命令されたら粛々とということだと思います。確かに、刑務官が死刑の執行をしているなんていうのはほとんどの者が知らないと思います。私も知りませんでした。そもそも刑務官という仕事は独立してあるのを知りませんでしたので。ただ実際に採用されて、そういう設備があるところだと。「ああ、拘留所で死刑は執行されるんや」と。何となく刑務所でやっているのかなというイメージがあったんですけども、かつては刑務所でやっていたんですけども、それがほとんどの刑務官だと思います。

どうでしょう。私の場合は、例えば強盗殺人事件の被告人を連れて公判に行きますと、非常に凄惨な現場であったり、被害者の写真が出たりとか公判でいろいろ見ますから、非常に正義感が掻き立てられるわけです。なんだったら、「こいつ絶対に許されへん。来たるべき執行の時には俺が」なんて思うときもありました、正直。

でも、ちょっと話がずれてしまうかもしれないんですけど、死刑確定者、死刑判決を受けた者の日々、生活の面倒を見ていると、人間同士ですから、変に人間関係ができたりするんです、正直。そういう環境を作るなど教えられるんですけども、人間ですから毎日顔を見ているとそういう関係もできます。どうしても情が移ったりということもないとは言い切れないと思います。

ですから逆に言いますと、死刑確定者の日頃の面倒を見ている、先ほど申し上げました舎房の担当なんていうのは死刑の執行に当たることはまずないと。当時なかったと思います。今はどうか知りません。そんな感じでやはり複雑な。私も退官してから執行があったと、大阪で誰々が執行されましたと見て、「ああ、彼もとうとう執行されたか、逝ってしもたか」というような普通とは違う感情を持ったことは確かです。

ただ、刑務官として国家公務員として国民の負託に応えるには粛々と命令された仕事をやるというのは当然ですので、今現職の方々も当然その気持で当たられていると思いますし、例えば、拘置所に転勤したら、あそこに行ったら死刑があるから僕は行きたくないという方も何人か、口に出さなくてもおられるのかもしれませんが、そういうのを表立って聞いたこともありませんし、ですから現場の刑務官、特に大きな拘置所に勤務する職員にとっては、特に死刑執行というのが常に引っ掛かっているようで引っ掛かっていない。それが原因で職を変えようかということにもならない存在だとは思いますが。

2つ目の質問は何でしたか。

●佐藤委員 刑務官の人権。拒否できないというのは、拒否しないのか、できないのか。

●泉井さん 拒否しないんだと思います。

●佐藤委員 人権がないのではないかという指摘は当たらないと思いますか。

●泉井さん 先ほど申し上げました、やっぱり公務に対する、職務に対する責任感ですよ。

●井田座長 林委員、どうぞ。

●林委員 今日はありがとうございます。ちょっとお考えがあればお聞かせいただきたいのですが、それは死刑の代替刑についてです。死刑を廃止したときに、いろいろ政治的リーダーシップで、死刑が、ある時に廃止されるとしても、おそらく今の死刑に相当する代替刑を考えると、思われますよ。今まで、死刑があるところでは、刑務官は死刑確定者がいる大きな拘置所に配置されれば、死刑を執行せざるを得ない立場にいるわけですが、死刑が廃止されてからも、代替刑を執行するのは刑務官になりますよ。おそらくそのときは刑務所において、その代替刑を執行するわけです。

そういったときに、元刑務官の立場からして、例えば代替刑として、絶対に出所できない絶対終身刑というものを代替刑にしたら、それを執行するのもまた処遇するのも刑務官になるわけですが、そういった代替刑について、もしお考えがあれば聞かせてください。元刑務官の立場から。

●泉井さん 今日お話しするのを一つ忘れたんですが、刑務官と収容されている人の立場ですね。私もそうだったんですが、イメージ的には絶対的権力者の刑務官の下、弱い被告人たち、受刑者たちがいじめられていると言ったらおかしいですけども、管理されるといったイメージだったんですが、それは当てはまらず、刑務官も本当に普通の人間ですし、彼らも当然ですが、彼らが違うのはいろんな修羅場をくぐって犯罪を犯して罪を犯してきた、中には人を騙すことを何とも思っていない人間も多々おるわけですし、年中刑務官というのはその彼らからの誘惑とか、籠絡



とかに抵抗していると。特に拝命浅い子たちなどは、本当に毎日危ない目で勤務していると。ですから、全然イメージと違うんですね。絶対的権力者と特別権力関係なんていう時代では全然なく、それを踏まえまして代替案、死刑の代替、よく一時言われていたことで、終身刑。そういう状態で私も長期の受刑者を処遇したことがありますけれども、絶対的終身刑がもし導入されれば、それを処遇する刑務官の苦労というのは非常に大きいと思います。ですから、できたらそんなことはしてほしくないなというのが現職時代の考えです。

現在、ちょっとしばらく死刑の存否については考えたことがなかったので、何とも言えませんが、現職当時は少なくともそんなことをしてもらったら困ると。現場の刑務官の心情をおもんばかって、死刑をする刑務官かわいそうだ、だから死刑をなくして終身刑にすれば良いという理屈はやめてほしいなと思っていたのは思い出しました。

今、代替案思いつくかと問われて、ちょっと思いつきません、正直。ですから、私自身は死刑存続でも廃止でも、どちらでも良いと思うんです、国民が決めればそれで良いと。それで終身刑が導入されて、刑務官もこの、例えば 20 代で大きな犯罪を犯して、終身刑何年、60 年、70 年生きるかもしれないけれど、終身刑、これ頼むよねと言われてたら、それはもう職務として粛々とやっていくしかないというのが正直なところですよ。以上です。

●井田座長 ありがとうございます。もう時間が来ておりますけれども、どうしてもという、ご質問がありそうです。複数の委員の手が挙がっています。では、井田香奈子委員、どうぞ。

●井田香奈子委員 ありがとうございます。朝日新聞の井田と申します。法務省を担当しております、やはり今刑務官のなり手が不足しているということで、働く人にとって拘置所、刑務所がどのように魅力的な場所になるかなということも普段考えております。その観点で言うと、死刑制度を間近にご覧になっていて、今の制度でもっとこういうふうに変えられるのではないかと、いうふうに思われることが、運用の中で日常の処遇であったり、実際の執行であったりということの中で、こうすれば良いのではないかと、いうことがなかったか。もしくは、前段に申し上げた職場としての拘置所ということを考えてときに、死刑制度がもしなくなるのであれば、それに越したことはない制度と言えるのか。現役の人がなかなか話しにくいことだと思うので、あえてOBとしてどのように思われるか、お聞きしたいなと思いました。

●泉井さん どうなんでしょうね。拘置所、刑務官のなり手が少ないというのは、今聞いて驚いているんですけども、そうですね、拘置所、もしかしたら東京、大阪なんか来たら、死刑執行あるかもしれないよと言ったら、また減るかもしれないですよ、たぶん。でも、それはどうなんでしょうね。法務省の方がいろいろ工夫してやられたら良いと思いますけども、ポイント何でしたっけ、記者さんのご質問、ポイントは何でしたっけ。

●井田座長 死刑制度に対して、改善すべき点がないかということだと思います。いま働く人たち、現役の人たちがなかなか言えない部分もあると思うので、その代わりに、何かお気づきの点をいわば代弁すべきことなどはないかということと、もし選べるのなら、それが無いに越したことの無い、そういう制度であるのか、また、今後、持続可能な制度であるのかという、そういうご質問かと伺いました。

●泉井さん 私見で申し上げますけれども、改善点については、私の当時と今はだいぶ変わっていると思いますので、何とも言えないと思います。役所のする仕事ですから、改善は常に考えるべきところだし、考えておられると思います。

あるなしについては、先ほど申し上げました国民が決めることですので、刑務官としてはそれ

に従うだけだと思っております。

●井田座長 ありがとうございます。まだまだご質問があるようなんですけど、申し訳ありません、時間の関係でここまでといたしたいと思います。泉井様には大変貴重なお話をしてくださり、誠にありがとうございました。我々にとっても、大変有益な情報を与えていただいたと思っております。また、泉井様は、関西にお住まいですので、台風の関係でわざわざ昨日いらっしゃって、ここに一泊されて、という、大変なご負担をお掛けして、大変申し訳ありませんでした。ありがとうございました。

### (3) 元法務大臣から見た死刑制度運用の実情

●井田座長 本日、3つ目のご講演になりますけれども、元法務大臣でいらっしゃった千葉先生にご講演をお願いいたしたいと思います。大変お待たせいたしましたして申し訳ございません。マスコミ関係者の皆さまにはご退出いただいた上で、お話をお願いいたしたいと思います。

●千葉弁護士 千葉景子でございます。大変逡巡はいたしました。お伺いをするべきか、何を話してできるんだろうか。逡巡はいたしましたし、この間もいろいろな自分なりに抱え込んだ、いろんなものをどうやって私は背負っていけば良いんだろうか。こんな思いでずっと過ごしてまいりました。そういう意味では、お尋ねがよくあるんですけども、「なぜ発言をしないのだ」「なぜ、メディアとか、あるいはそういうところできちんとした発言をしないのか」ということをずっと言われ続けております。これは、仕方がないことだというふうには観念はしながらも、なかなかこんな本当にちっちゃい人間でございますので、なかなかそこを払拭しきれないまま、現在に至っております。

今日は新しい、こういういろんな皆さんが懇談というか、学びながらこれからの何か道筋を考えていこうと、こういう懇談ということをお聞きをいたしまして、私の思うところ、あるいは少しながら体験をしたり、あるいは経験をしたことが参考とか何かになればではないですけども、皆さんにお伝えをしておくということが、一つの私の役目でもあろうかと。こんな思いで伺わせていただきました。ほとんど存じ上げる皆さんばかりでもございますので、私の大したことはないことをよくご存じのところだと思います。そういう意味では、できるだけ率直に話はさせていただきたいと思っております。

今でも私は、基本的に死刑制度は反対でございます。これがまた問題になるわけで、なぜそれで執行したのだと。変節だなんだ、これでずっと確かに問い詰められてまいりました。これも大変私にとってはある意味ではきつい状況でもあったかと思っております。

変わっておりません。なぜかと言うと、そんな論理的なことではないんですね。もともと考えてみたら、本当に死刑制度あるいは実情、あるいは多くの皆さんの意見、そういうことを十分に分かった上で私は死刑廃止論を論じていたのだろうか。今、改めて思っはいます。それでもやっぱり私は、死刑制度は廃止してもらいたいというふうに思っています。

というのは、人間の死があまりにも、何ていうんでしょう、淡々というか、整然というか、予定調和で行われるのがある意味では死刑という刑罰なんだと思います。嫌なんです。人間の死ってもっとそんなに淡々とするものではないと思っています。本人も周りも、突然だったり、悲しかったり、憎らしかったり、怒りだったり、いろんなものが渦巻く中で人間の死というのはあるんだろうなと。それが、私も立ち会わせていただき、より一層きちんと整えられ、誰もが沈黙を

し、そして整然と人間を死に追いやると言いますか、殺すというか、これがやっぱりどう考えても私には受け入れ難いというか、納得できない。あんまり論理的に私は死刑制度廃止と言っているわけでもないような気がいたします。

ただ、今日の話の前提として、今でもやっぱり死刑制度は嫌だと、なくなってほしい。じゃあなぜおまえはそれにも関わらず執行ということについて肯定をしたのだと。これは本当に私の中の矛盾の最たるものかもしれません。

ただ、これは結局、後から自分を擁護するというか、自己弁護みたいになるので、あまり申し上げたくないというか、自分でもあまり気分は良くないのですけれども、ただ、じゃあ自分が死刑制度反対だというのは、それはそれで良い。ただ、それを自分一人で勝手にじゃあボタン押しませんか、サインはしませんとか、それだけで本当に良いのだろうか。それは一市民として、あるいは個人としてそういうことを触れ回るといのは確かにそれでも良いのだけれども、やっぱり法務大臣というものを受けさせていただいたときに、これはただ良いだの悪いだの、私が一人でやってしまっただけの良いものかということは改めて考えました。

そういう意味で私は法務大臣を受任する、あるいはお受けさせていただくときに、すでにもう廃止論というか、それはいったん自分の中にしまおうと。そして、どうやったらこの問題について、少しでも、廃止じゃなくても良いんです、存続でも良いけれども、何か論が、あるいはいろんな皆さんの意見が進んでいく、それをやっぱりやるのが私のせめてできる役割なのかなというふう考えたところでした。

蓋を開けてみますと、全然私もよく知らなかった実情といたしますか、それにある意味では愕然としたというんでしょうか。先ほど元刑務官でいらした方のお話を伺いながら、それはそうだな、法務大臣なんて偉そうなことを言っていたって、結局は何も知らない。実情もよく分からない。制度を見れば、何もきちんとしたことが書いてはいない。法務大臣は、確定してから6か月以内に執行しろということぐらいしか、さっと頭に描かれるのはそのぐらいのことだけでした。

さてどうしようかと。ずっと考えておりましたけれども、法務大臣の時に、その仕事だけをやっていたわけではありませぬので、決して毎日毎日そればかり考えていたとは決して申し上げません。ただ、何かやらねば、何ができるのか。こんなことを考えながら見ておりました。今日もお尋ねで、どんな運用がなされているんだと。分からないです。ないんですから、制度とか、あるいはマニュアルみたいなものが。別に法務大臣だからそれを全部知っているとか、作っているとかということも全然ありませんでしたので、こう言うと法務省に申し訳ありませんけれども、全く藪の中といたしますか、そういう感じだったように思います。

そういう状況をずっと続けていて、最終的にまず何しろ知らないことだらけなんだから、私ですら知らない。「私ですら」と言うとおかしいですけれども、法務大臣などと任を受けた者すら分からない、知らない。それじゃあいろいろ論を論じておられる皆さん、あるいはましてや市民の皆さんなどにとっては、全く死刑という制度はあるらしい、どんなふうに行われているのかなんていうのは全然分からない。私もかつて、何かで尋ねられて、「日本は電気椅子ですか」、そういう質問を受けたりしたことがあり、「いや、絞首刑です」、「そうですか」と。こういう感じです。

考えてみればそうですね。先ほど、政治主導という問題もありましたけれども、他人事なんです。市民の皆さんとか、あるいは問題があるからこうやってみんなで議論をしているんですけれども、やっぱりそれに何か思いを馳せる方にとってはそうなんだけれども、よく世論調査とかあります。あれだって別に関係ないんですから、自分にとっては。そうすると、基本的にどう答え

るのかな、「どちらでも良いです」とか、「良いんじゃないですか」みたいなことが多くなるのではないのでしょうか。私だって、もし何か直接あまり自分と関わらないことを問われれば、「まあどちらでも」みたいな答えをたぶんすると思います。そういうことなものですから、結局何も知らないまま、あるいは実情が分からないまま、みんなで賛成だ、反対だどこかでやっけていても、どうしたら良いんだろうかという、そんな私にとっても出口の見えないような、そういうことでもありました。

だから、1つぐらいは何かやれることはということで、刑場の公開ということをやらせていただいた。というか、それまでも私は刑場は視察をさせていただいたことがございました。議員とか、あるいはそういう議員活動の中で特別にそういう分野をやっている。だから刑場の視察を、そういう範囲では視察というのを認めていただいたような気がいたします。だから、私は知ってはありましたけれども、別に私が一人で知っていたから良いというものでもないわけで、そういうことで刑場の公開ということ、これならまず何とかできるのではないかというふうに思いました。別に刑場を公開したから、これで情報がみんなに伝わるとか、あるいは何かがよく分かるなんていうものではありませんけれども、先ほど申し上げましたように、どういう、どんな刑罰なんだという、それすら分からないままではどうなんだろうか。それまでもメディアの皆さんなどから刑場を見せろと、こういう意見は多々あったそうです。そして、その都度、法務省の担当のところでは、「いや、それはちょっとできません」と言って断っていたと言われておられました。何でだめなのかというのがよく分からなかったものですから、そりゃあまあ一つ一つね、どここのメディアさんが来た、「見せろ」。一つ一つそれに応えるというのも、これも煩雑だし、大変なんだろうなど。それじゃあいつそのことみんなお呼びをしてくちんと見ていただくというほうが合理的じゃないのということで、刑場の公開を、メディアの代表の皆さんに集まっていただくという形で行いました。別に、嫌だと担当の方がおっしゃったというわけではありませんでした。そういう意味でそういうことをさせていただいたということでもございます。

だから、どうなんでしょう。よく分からないのは、なぜこういうことは公開したり、あるいはきちんと制度を整えたりできないのかというのが、いまだによく分かりません。先ほどからのお話をお聞きをして、運用という問題でも、これはとにかく私も反省なんですけれど、反対の論を張ると、どうしても運用とか何か言うと、賛成になったのかとか、死刑を前提にした議論なのかという、こういうことを問われるということになるので、なかなか具体的な実情とか、あるいは運用とか、そういうものを意外と論じてこなかったし、私自身もそれはそうだったなというふうに思います。だからある意味では、なぜそういう運用なんだろうか。あるいはなぜそれが非常に不合理なんだけれども、なんでそれがそんな形になっているんだろうか。こういうやっぱりもう少し具体的な情報とか、あるいは制度とか、システムとかそういうものを基本からというか、そういうところもやっぱりみんなで共有をしながら、いったい本当に良いんだろうか、どうなんだろうかということのをこれから論ずるのが必要なのかなというふうに思います。

先ほど、林さんから代わりの終身刑という代替刑、そのお話もあって、これもやっぱり分かりません。じゃあ死刑制度は良くて、終身刑は良いんだろうか。あるいはよく死刑、絞首刑もそうですけれども、残虐な刑罰だからだめなんだ。残虐じゃない方法でやるなら死刑も良いんだろうかとか、何か結構頭の中ぐるぐるぐるぐるしてしまうんですね。そういう意味で本当に私が話せることなんか何もないわけで、ただ、どうもよく分からない。分からないままみんなで議論をしているという感がどうもこのところしておりまして、そういう意味で今日は分からないというこ

とを皆さんにお伝えする、あるいは知っていただく。分かっている人はどこにもどうもあまりいないようなんですね。そこは私は分かりません。誰がよく分かっているのだろうか。

だから、いったん国の権力構造の中で一つの制度とかが作られると、やっぱりそこで何か誰も分かっていないんだけど、それをここではこの人が運用している。ここではこの人が運用して、つつがないようにしている。こういうことになってしまうのだろうか。こんなことも感じさせられました。

そういう意味で、本当に何を話しているのだろうかとは私は今日思いますし、それから何もお伝えできることなんていうのは分からない。はっきりしたものが無い。その中でどうやって議論したり、あるいは何をするの。そこをやっぱり少しでも実情とか、あるいは運用とかそういうものをできるだけ、これはどこがやれば良いのかというのはよく分からないんですけど、そこをつまびらかにしながら、本当に私たちの社会にとって刑罰というのは何だろうか、あるいは刑罰の中でも人の命を奪うという死刑という制度が本当に必要なのだろうか。あるいは、いやいや意味があるんだということになるかもしれないけれども、何か空中で何の実情もないままに空中論議をしているだけでは、やっぱり先へ進まないのかなというふうに思います。

そういう意味で、ぜひ懇話会でそういう実情をいろいろ皆さんで調査というのは変な言い方ですね。いろいろ拾っていただきながら、そして多くの先ほども言いましたけれど、私もやってみました。国民的議論ということは何とかできないものか。でも考えてみたら、国民的議論というのは、さっき言ったように、関係ないんですから、国民一人一人にとってはあまりこういうことは。だから、そんなに「皆さん議論してよ」と言たって、「いいえ、そんなのどうでも良いよ」ってなってしまうわけで、どうやってその議論といいますか、コンセンサスのようなものを作ったり作っていくのかというのも、難しい問題なのかなというふうに思います。しこしこ何かあっちこっちで議論したり、あるいは喧々諤々したり、あるいは喧嘩をしたり、そうやって、そういう火種をあっちこっちに作っていく、そういうことでしかできないのかな、などと少し弱気になっておりますけれども、そんなことを思いながら、今日は伺わせていただきました。

本当ならばもう少し具体的なお話をしなければいけないのかもしれませんが、来るまではそうも思っていたのですけれども、ここに伺って、そしてまた先ほど皆さんの元刑務官の方のお話なども伺いながら、私の分かっていることなんか何も結局はないんだということを改めて本当に痛感をしながら、みんなが分からないものを抱えながらやっているんだなという、そういう思いでございます。

とりとめなくなってしまったので、もし、私の大臣になって、それからどういう経緯をもって、運用についてどんなふうなことを疑問に思ったり、いろいろしたのかということを実は最近、こんな本（「宇宙の一瞬をともに生きて 議員、弁護士、・・・人間として」）神奈川新聞社）が、これは別に死刑問題を取り扱った本ではありません。たまたまぶっちゃけて言っちゃいますけれど、神奈川新聞という地元の新聞なんです。そこに連載で「私の履歴書」みたいなああいう、それで、ただやはり皆さんのご関心が死刑という問題にどう対処したのかということはずいぶんお尋ねだったものですから、その経緯をここに割と素直に書かせていただいておりますので、こんな私の戯言みたいなことを聞いていただいて申し訳ございません。もし、どんな軌跡だったのかということをもう少しお知りいただくことが必要であれば、これをちょっとお読みいただくというのも一つかと思っておりますので、それで今日はこんなことでしたけれども、どうしても何かお尋ねのことがございましたら、後ほど、事務方なり、そういうところを通して私にご質問などをいただければ

ば、できるうる限り、口頭なり書面なりでご返答はさせていただきたいと思っております。ただ、今日お話しした以上のこと、何も出てこないというのが実情かもしれませんが、ご理解をいただきまして、今日の話にさせていただきたいと思っております。以上です。

●井田座長 ありがとうございます。貴重なお話というより、他の誰からも伺えない、そういうお話を伺えたと思っております。質問をお出ししてもよろしいのでしょうか。あらかじめ、委員の皆様がお伺いしたいと思う内容は先生にお伝えしたところであり、それを踏まえて今日お話しいただきましたので、重複のない範囲でご質問をいただければ幸いです。

●千葉弁護士 ご質問いくつかいただいた中にこういうご質問がありました。「執行ということに当たって、被害者の方に会ったか。あるいは拘留所内でのいろんな教育とかをきちんと確認したか」。正直、していません。ただ、被害者の方のお話は別な形の時にご意見を伺ったり、あるいはその心情を伺ったという経験はございますけれども、この法務大臣中に執行に当たってという形では直接お会いしてお伺いしたり、それから拘留所内での状況を自ら確認に行ったということはいたしませんでした。そこまでとても頭というか、体がというか、回っていなかったというのも正直なところかもしれません。ご質問にございましたので、これは正直にそういうことでございます。

●井田座長 先生がお答えになりやすい、そういうところを選んでいただいて、お答えいただければと思います。どうぞ、まずは坂上委員。

●坂上委員 今日はありがとうございます。私は、死刑廃止だったので、執行を命令されたという時に正直絶望したんですね。今日千葉さんが本当に何度「分からない」という言葉を口にされたかというぐらいの状況で、私たちは人の命を奪っているのかと思うと、呆れて、悲しくて、泣き笑いしたくなるような、とても複雑な気持ちを抱きました。

千葉さんが、議論を進めるために執行されたというのも、当時から報道されていましたが・・・そうではないですか？ちょっと違いますか？ごめんなさい。そこはご本人から訂正してください。私は今日の話聞いて、それも結構大きいのかなと思ったのですが、その議論を進める、何が起こっているのかということを知るために、正式名称分からないですけども、研究会みたいなのを立ち上げられましたよね。それで報告書も出されましたよね。でも、それで終わりました。それ以降、10年以上経っていますけれども、何の議論も進まず、先ほども国民の無関心というのがすごく大きいというふうにおっしゃいましたが、それ以外にも何か理由があると思いますか？

何か理由があって議論が進まなかったとか、メディアがちゃんと取り上げなかったとか、何でも良いんですけども、具体的な理由をどのように捉えていらっしゃいますか。

●千葉弁護士 執行と議論をするということは、直接は私は結び付いてはおりませんでした。執行すること自体は、先ほど言ったように法務大臣という職務をお受けした、その時に私はこれは別に他の方を批判しているわけではなくて、自分はそういう考え方だから、あるいは宗教上の問題もあり、「サインはしません」、「執行はしません」とおっしゃる大臣もいらして、すごいなど。非常に尊敬をさせていただいております。ただ、私は、別にそういう宗教上のことでもなく、確かに反対論は唱えておりました。ただ、さっき言ったように自分一人でただ唱えたものだから、執行しないんだというだけで良いんだらうかと。やっぱり、もしそうならば、法務大臣などは受けるべきでないというふうに思いましたので、お受けした時から、私は執行ということはある意味では覚悟をして受けました。

それとは別に、ただ、じゃあ何でこの問題がちっとも前へ進んだり、いろいろ空中で良いだ、

悪いだけやっついて、ちっとも先へ進まない。それだったら何かみんなで議論をするような場をまずは作らなければいけないのではないか。単純に考えましたので、なかなかどうやったら良いのかというので、まずは身近なところで省内に勉強する場を作って、そしていろんな皆さんの意見をお聞きしてみましょと、やりましたけれど、私も退任をすることになりましたので、それで終わっちゃったというのが実情で、その後、どういうふうにとというのは、私に関知するとか、指図する立場ではありませんでしたので、そういうことです。

●**坂上委員** ありがとうございます。

●**千葉弁護士** すみません。

●**井田座長** 勉強会の最後のまとめが文章になりましたが、それをご覧になって、どういうふうにお感じになったか、狙ったとおりのものが出来上がったと、そうお感じになったのでしょうか。

●**千葉弁護士** そうは思いませんでしたけれど、何というか、とりあえず私のところでまずやってこんなものかという、正直そういうことですね。だから、こういうやり方じゃあ、やっぱりだめだなと思いましたがけれども、そこから先は私がやれる範疇ではなくなっていましたので、それで終わり。そこから先は知りません。

●**井田座長** 片山委員、どうぞ。

●**片山委員** 先生は民間からの法務大臣としての任命ということで、比較的政党に縛られることなく、もっといろんなアプローチができた可能性があるんじゃないかと私は思っていたんですね。確かに刑場の公開というのは大変な一歩だと思うんですけども、もっともっとやりたいこと、おやりになりたいことのご希望はあったのではないのでしょうか。

●**千葉弁護士** そうですね。民間といっても、逆に選挙に落っこっちゃったものですから、「ちょっとやってよ」というそういう形だったですので、その間は何ていうんでしょう、新しいことをそんなにできるとか、そういう時間ではなかったと思います。少しでも次につなげられるようなということは考えましたがけれども、現実そんなふうにはいかないものでございまして、逆に何で民間の選挙に落っこったのに大臣やっているんだという、そういうことばかり言われましたから、政治の場というのはそんなものです。そんなものですよとおかしいですけども、西村さんがおいででございましてけれども、本当に大したことができるものでもなし、あるいはできなかったし、あるいは先ほど言ったように、金目のこととか、あるいは日常に関わるようなことというのは、それなりにやりやすいんですけども、関係ないことというのは誰もあまり見てくれませんし、正直言って議員のときにはやっぱり票にもなりませんし、そんなこと何でやっているかと言われますし、だから、なかなか政治主導という先ほどの難しさというの、そういうところも背景にあるかなとも思います。そういう意味で、今ちょっと触れられましたけれども、逆にそういうものをたくさん扱う法務大臣といえますか、法務大臣って本当にこういうと何ですけど、何の政治家というか、議員とかにとってはあんまり得も何もない、そうだと思います。まわりも何で法務大臣なんかやるんだという、そういうふうな受け止めですから、むしろそれこそ法務大臣、昔、三日月先生とか、民間の方が大臣やられたということがあります。ある意味ではそういうことも他の各省大臣はちょっと分かりませんけれども、法務大臣というのはそういう方が担って、大きな道筋を考えていただくというの、私が言うべきことではありませんけれども、そんなことも感じたりはいたしました。

●**井田座長** ちょっとイレギュラーではあるのですがけれども、ロングボトム大使がぜひご質問をしたいというご希望ですので、よろしいでしょうか。大使、お願いいたします。

●**ロングボトム大使** 千葉先生、一度お目にかかったことがあります。法務大臣の時代。2010年に私その当時、ロンドンの外務省で日本など担当していて、その当時、英国は保守党と自由民主党の連立政権で、Liberal Democrats パーティーのジェレミー・ブラウン副外務大臣と一緒に伺いました。彼はすごく人権にこだわっていて、他の英国の政治家と同様、日本の死刑制度について、是非話をしたかったんですね。大臣の部屋に伺って、まだ覚えていますよ。公務員 20 人、30 人ぐらい男性ばかりでみんな黒いスーツだけで、大臣だけ女性で、私のリベラルな大臣もかなりびっくりしましたが、そこで日本の死刑制度について伺いました。はっきりとたぶん英国政府の死刑反対の態度を説明して、日本の立場についていろいろ聞きました。

その当時、たぶん先生が覚えていらっしゃるかわかりませんが、まわりの公務員からはどのようなアドバイスをお受けになったんでしょうかね。そこで、絶対彼が質問するとはみんな理解していたと思います。ただ、あんまり話にはならなかったとは覚えています。どのように相手国、さっき外交関係では死刑問題が問題になるかという質問を私受けましたが、やっぱりそのような人権問題に対する立場が違うから、外交の場面では課題にはなりませんので、もう少しそこで話になってほしかった。どのような背景があつて、そこからどのように英国のような国が日本の議論に影響できるかとか、そして海外から外圧とか効きますか、どのような影響を及ぼすかという、そのようなお考え聞きたかったんです。すみません。

●**千葉弁護士** つぶさには覚えていないんですけども、考えてみると、今日、ちょっと問題がそれるかもしれませんが、ずっと私は国際人権の中でも、例えば国内人権機関の設置とか、あるいは個人通報制度を導入せよとか、国際的に当たり前と言われていたことをなぜ日本は導入できないんだと、いつも国連人権委員会などから厳しく指摘をされていたわけで、いつも本当に人間ってカメレオンみたいだなと思うんですけども、一議員でいるときは「けしからん」とか、「法務省は何やっているんだ」とか、本当に攻撃ばかりしていたわけで、自分が大臣になったら、コロッと変わるという、本当に豹変ぶりなような気がするんです。そのまた自分が嫌というか、何だろうかという政治の怖さみたいなものもあるかもしれませんが、そういうことばかりやってきておりましたので、損するじゃないだろうか、こんなに国際的に言われ続けて、何か、時には国際社会からつまはじきにされるのでないだろうか、一生懸命、時の政権とかあるいは法務省なり外務省とか、そういうところをけしかけたり追及していたわけですけども、何かその割にビクともしないと言いますか、言われたから非常に困ったことがあったとかというのはそんなに顕著じゃないのです。なものですから、結局はこうやって言われるのを過ごしていれば良い。どうせそれに対してああだこうだというのはうるさいやつらだみたいな感じになっていたのかなという気がします。

そういう意味では、本当に国際社会から見たら、非常に人権とかあるいはそういう国際社会のルールみたいなものに、日本はなぜ、そんな頑なに拒んでるんだろうかみたいと思われると思うんですけども、それが結果的に別に何の不都合になってこなかったというところにまた問題があるのかなとも思ったりします。これも結局はつながるんですけども、例えば ILO とかそういう労働関係とか、そういうことだと、例えば今日、神津先生がいらっしゃいますけれども、国際社会からこう言われていると連合がギャングギャングギャングとか言ったりして、連合にそっぽ向かれたら大変だからと言って、国のほうも多少考えるんでしょうけれども、人権とか言うと、本当になかなか過ぎ去るのを、あまりマイナスになることがないからみたいな感じがあるのかなというふうに感じたりいたします。



ただ、言っていると全部自己弁護になりますので、だんだん嫌になりますけれども。

●井田座長 では林委員、どうぞ。

●林委員 千葉さん、今日ありがとうございます。こういう形で出てきていただけるということは、本当に私は素晴らしいと思っています。その上で、私は今まで千葉大臣に大変、現職時代もお世話になって、それで大臣を辞められてからもお会いすることはあったんですが、その時に、今まで伝えていなかったことがあります。私はいろんな大臣の下で仕え、また、脇で見たりもしましたけれども、千葉大臣を非常に私は尊敬をしているわけです。別に死刑の執行をしていたからなんていることは、全然そういうことではありません。むしろ私は、千葉大臣の死刑の執行の時にはもう法務省を離れていて、ちょうど大阪地検特捜部の事件の後始末の検察改革をやるために法務省を離れておりましたので。それで千葉大臣が死刑の執行をされた時には、そういうちょっと距離のあるところからその情報に接したわけですけども、その時に私は、確かあの時は、千葉大臣が大臣を辞めてからもう政界には出ないということが決まっていた段階で、それで執行をし、かつ、今までの大臣では全くなかった、執行の現場に自ら立ち会うということを知った時に、私は非常に驚愕いたしました。

それは今までの大臣で、死刑執行命令にサインをする、あるいはしない人も当然でしたが、サインした上で、サインだけで終るのではなくて、実際にその現場を自分の目で確かめるということをしたというのは、私は本当にすごいことだなと思ったんです。しかもそれが、今後もう政界には出ないということを決められてからのことでした。そんな刑の執行場面を見るというようなことを政界に出ないということを決められた段階でもそれをやっていかれたということに、本当に私は常々その点については、私はすごいことだなと思っていたわけでごさいます、その点は今日この場を借りて初めてお伝えいたします。その上で、質問というわけでもないのですが、今日はロングボトム大使からも、やはり国民の意見が世論調査がどうかというよりも、政治的リーダーシップで物事を決めるべきだということを言われました。

実際に、これは私個人のことでですけども、やはり国民の大多数が死刑存続というときに、例えば法務省がその方向性を決めるというのは、これは基本的にはできない。やろうにもその力はないし、できない。法務省の中にもいろんな考え方の人がいるわけですから。法務省の中に千葉大臣は勉強会を作られましたけれども、法務省の中に勉強会を作っても、基本的に勉強で終る。出口を作りに行く、出口を探す議論というのは、法務省の中でできないと思うんですね。だからやはりそれは政治的リーダーシップというところを強くすれば、やはり国会の中にそういう議論の場を作って、そこに対して法務省もいろんな情報を提供はし、というような形で国会の中で議論して、この方向性を決める。むしろ法務省の中にいた私としてもそうしてもらえないんじゃないかというふうに、私は思いながらずっとやってきたんですけども、この政治的リーダーシップというものについて、今後、どんなあり方の可能性があるのかということをお聞きしたいなと思います。

●千葉弁護士 何かえらくご評価いただきちゃって大変恐縮しておりますし、それはありがとうございますとごさいますということ。

政治主導といいますか、やっぱりそうなんです、ずっとこれは反省でもあるんですけども、自分が議員であった時も、ただ私は反対の人間ですというだけで、もっとやっぱり国会という中で議論をする場を作るべきだったのではないかというのはあります。西村さんも今、頑張っているんですけども、議連という形での活動はずっとありますけれども、やっぱりそ

うじゃなくて、国会という公的な場といいますか、そういうところに、私もよく分かりませんが、全員が何かできる調査会のようなそういう場を設けるということが一つかなというふうに思います。

そこは別に最初から結論ということではなく、まずいろんな実情を調査するというようなことから、やっぱり国会で議論しているということになると、何らかで一般の国民の皆さんの関心にもつながっていく。そこでそれこそ国会というような場を使えば、なかなか今も簡単じゃないようですけども、例えば刑場をもっと分かりやすく国会にちゃんとしなさいと。国会に公開するということは、ある意味で国民に公開するということにもつながるわけですし、あるいはこれもいつも思うんですけども、賛否とかそういうこととはまず置いて、実情、そしてじゃあ刑罰というのは本当に何なんだろうとか、あるいは死刑がなくて、じゃあそれに代わるものを入れたほうが良いのか、入れないほうが良いのか。そういうこともやっぱり議論をしていくというこれは確かに一番、国会という場を活用するという、活用と言うのか、一つの場になるのではないかと私も思います。

そういう意味では、別にお願いをするわけではないんですけども、こういうせっかく懇話会というものができ、そのいろいろな意見をぜひ国会というような場にも提供いただいたり、これを国会の全体の議論にまたつないでいただくようなそういうご尽力をいただけたら嬉しいかなと思ったりいたします。ありがとうございます。

●井田座長 千葉先生、ありがとうございます。まだまだお話をお伺いしたいところですが、残念ながら時間がまいりましたので、今日はこのぐらいにいたしたいと思います。こちら側のご依頼に大変快くお応えくださり、ここまでいらっしゃるくださり、また大変貴重なお話をしていただきました。誠にありがとうございます。近刊のご著書は、ぜひ拝読させていただきます。ありがとうございました。

それでは、最後に、川村事務局長から、次回以降の予定について、お話しさせていただきますでしょうか。

#### (4) その他

●川村事務局長 皆さん、長時間にわたりありがとうございます。次回ですけども、前回いらした方の中ではお諮りをしましたが、9月11日に意見交換の時間を取っておりますが、通常の2時間半では時間が足りないというご意見をいただきましたので、懇親会はずに、エンドレスで議論をしていただくということで予定しておりますので、お時間の都合のつく限り、いらしていただきたいと思います。途中で軽食を用意しております。エンドレスと言っても、最大8時までと思っておりますが、ですから4時から8時までの間で、2時間ぐらいやって、途中で軽食をお召し上がりいただいて、その後、皆さんのご都合のつく限りというところで考えております。もちろん早くご退席の必要があるという方はご退席いただいてやむなしかと思いますけれども、そういうつもりにしておりますので、よろしく願いいたします。

●井田座長 ありがとうございます。本日の会議は、大変内容が濃かったと感じます。プレゼンをして下さった皆さま、そして委員の皆さまに感謝を申し上げます。これで閉会といたします。引き続きよろしく願いいたします。本日はありがとうございました。

(第9回終了)